無機廃液の処理が業者委託から自営処理となってから一年が過ぎた。その間多くの方々の指導を受けつつ処理を行って来たわけですが、処理技術が未熟であり、また処理反応についても解明されていない点があるため、今だに多くの問題点を抱えているのが現状です。私達施設職員は、これらの問題点を解決する為に種々の実験及び考察を繰り返し処理技術の確立を急いでいます。その為には廃液の履歴等が出来る限り明確でなくてはなりません。そこで、次の様な配慮を利用者の皆様にお願い致します。

- 1) 有機化合物を混入させないこと。現在施設では次亜塩素酸によりCODを低下させることについて検討中ですが、有機化合物を含有した廃液はその処理が非常に困難となりますので、混入は絶対に避けて下さい。
- 2) 固形物を含まないこと。固形物の混入はパイプの詰り等の原因となり処理に際して支障となります。今までに混入していた物では、マッチ・ガラス片・脱脂綿等が多く見られました。このことについては特に学生について指導を徹底して下さい。
- 3) 利用申込カード及び履歴カードは出来る限り詳しく書くこと。施設では利用申込カードに基づき処理計画を立案しています。このため記入が明確でない場合には他の廃液と混合した時に事故が起こることがあります。また履歴カードを基にして処理の方法を決めていますので出来るだけ詳しく記入して下さい。
- 4) 濃厚な水銀廃液,シアン廃液及びキレート試薬を含有した廃液の搬入については施設と相談すること。これらの廃液は処理が非常に困難であるため別途処理方法を計画しなければならない為必ず御相談下さい。

藤元教尊

有機廃液処理を本格的(昭和53年)に初めて以来早くも3年目を迎えました。利用者(技術指導員)のかたがたのご努力ご協力に厚く感謝しております。処理装置の方も年々老化も進み安全に 効率よく廃液が処理できるよう今年4月業者に依頼して全般的な保守点検を行いました。

現段階では特に悪い箇所は見られなかったが近い将来にはだんだんと腐食も進み部品の交換や補 修も必要と思われますので利用者の皆様方も廃溶媒の濃度調整等に努力頂き, 1年でも長く装置の 維持が出来るよう御配慮頂きたいと思っております。

又、本施設で焼却処理が予定されている有機廃液の中に比較的きれいな状態で保存され分別精製が可能な廃溶媒がありますが、これらの廃液を出来るかぎり再利用していただくことを希望致します。なお、皆様方の中で焼却処理を予定している溶媒でも研究目的によっては精製再利用出来るとおもわれる場合には本施設まで御意見をおよせ下さい。あるいは再利用のため引取りを希望される方は場合によっては本施設で斡旋を行うことも考えております。